

令和5年度

# いじめ防止基本方針

岐阜聖徳学園大学附属中学校

# 岐阜聖徳学園大学附属中学校 いじめ防止基本方針

平成29年10月25日

令和5年4月1日改訂

ここに定める「岐阜聖徳学園大学附属中学校 いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日交付、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第12条第1項を受け、また、平成29年3月14日の「国の基本方針の決定」、平成29年8月22日の「県の基本方針の改定」を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針および対策等を示すものである。

「いじめは、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応、並びに重大事態の対処を行っていく。

## 1. いじめとは

### (1) いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかつたりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた生徒の心に寄り添うことも必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (2) いじめの特徴

#### 1) 基本認識

- ① 「いじめは、どの学校、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるものだ」と考えなければならない。  
また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- ② いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。
- ③ 全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようしなければならない。

#### 2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ③ ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 仲間はずれ、集団等によって無視される。
- ⑥ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 3) いじめられている生徒の気持ちや行動

- ① 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、(告げ口したとして) 更にいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ② 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ③ 病気、体調不良等を理由に学校を欠席する。
- ④ 自分に自信を失い、常に周りのことを過度に気にし、不安や恐れで落ち着かない様子を見せる。
- ⑤ ストレスや欲求不満の解消をほかの生徒に向けることがある。
- ⑥ 心理テストやノート、持ち物に SOS のサインを出している。

### 4) いじめている生徒の気持ちや行動

- ① 過去にいじめられた体調や虐待経験を持っている。
- ② いじめの深刻さを認識しないで、からかいや悪戯等の遊び感覚でいじめを行う。
- ③ いじめられている側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。
- ④ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがある。

### 5) いじめの背景・原因

- ① いじめる生徒に不安や葛藤・劣等感・欲求不満などが潜んでいる。
  - ア) 心理的ストレス (いじめることでストレス解消)
  - イ) 異質な者への嫌悪感情 (嫌悪感や排除意識)
  - ウ) ねたみや嫉妬感情
  - エ) 遊び感覚やふざけ意識
  - オ) いじめ被害者となることへの回避感情
- ② 力の優位・劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという人間関係の歪み。
- ③ いじめをはやし立てたり面白がったりする、いじめに暗黙の了解を与えるなどの集団の雰囲気。

## (3) 学校の基本姿勢

- 1) 「平等」「寛容」「利他」の仏教精神を重んじ「いじめは絶対に許さない」という校風を堅持する。
- 2) 個々の生徒の日常を観察し、生徒の主體的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- 3) 学級、部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織をめざす。
- 4) いじめがいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることととらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を、学校教育全体を通じて生徒教職員一人ひとりに周知徹底する。
- 5) いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、いじめの未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- 6) いじめがあったことが確認された場合には、直ちにいじめを止めさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒および保護者に寄り添った支援を行い、いじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
- 7) 学年、校務分掌間の連携を密にし、「最悪の事態を考えて (さ)・慎重に (し)・素早く (す)・誠意を持って (せ)・組織で (そ)」対応する。
- 8) 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。関係生徒に定期的な声かけと面談を実施する。(事後指導の徹底)
- 9) 保護者及び関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的ないじめ防止の連携に努める。
- 10) いじめによる生徒の自殺、重大な傷害、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症、相当

の期間登校できないなどの重大事態が発生した場合には、

- ① 速やかに重大事態に対処し、警察など関係機関への相談を進んで行う。
  - ② 関係者からの聞き取りや質問票により当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行う。
  - ③ 県はもちろん、理事会、理事長に報告し重大事態に対処する。
  - ④ 理事長、校長の下に重大事態に対応する組織を立ち上げ、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に努める。
  - ⑤ 知事及び県教育長に報告する。
- 11) いじめ発生・確認の情報については、いじめ防止対策委員会のメンバーに報告し、職員でこれを共有する法的義務がある。また同時に、共有した情報についてみだりに外部に漏らしてはならない法的責務を負う。
- 12) 学校は、いじめ防止に関する基本方針について、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるよう、措置を講じなければならない。また、その内容については、入学時・各年度の開始時に、生徒・保護者に説明しなければならない。

## 2. いじめ防止の基本的な施策

### (1) 学校全体

- 1) いじめ防止対策委員会等を設置する。

「岐阜聖徳大学学園大学いじめ防止対策委員会」

メンバーは、管理職・心支援部・教育相談担当・学年主任・該当担任・(必要に応じて、スクールカウンセラー・弁護士・保護者代表) とする。

「指導会議」

メンバーは、管理職・心支援部・学年主任・該当担任)

- 2) 教育活動全体を通じて、全ての生徒にいじめ問題を正しく理解させ、いじめ防止を徹底する。
- 3) 生徒の豊かな心や道徳心を育てる活動を推進する。(宗教の時間、地域貢献やボランティア等)
- 4) 建学の精勤を具現化し、自分を愛するように他者を愛する態度を育成する。
- 5) いじめの「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職のリーダーシップの下に組織対応をする。
- 6) いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る教職員研修等の開催。
- 7) 学級活動、生徒会活動、部活動など集団の中の一人として人間としての在り方生き方を考える。
- 8) 学級活動指導の工夫により、学校生活における自己有用感や自己肯定感を育む。
- 9) 学級活動や宗教の時間において道徳心や倫理観を育成する。
- 10) 生徒会活動によるいじめ防止に関わる積極的な活動を推進する。
- 11) 学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による絆づくりに努める。

### (2) 学校および各分掌の取り組み

- 1) 心支援部・・・学校全体の規律を正し、いじめの未然防止及びいじめへの対応

- ① 規律ある学校生活を送り、主体的に授業や行事に参加できる態度を育てる。
- ② 定期的に「いじめ実態調査」を実施し状況を把握する。(年3回)
- ③ 個人相談週間を計画的に実施し、担任を中心に生徒の生活実態を把握する。
- ④ 教育相談体制を整え、全ての教員がいじめに関する相談に対応できるように職員研修を開催する。
- ⑤ 心理検査や生活検査等を有効に活用し、いじめ防止ができるように職員研修を開催する。
- ⑥ スマートフォン、PC等の情報機器の光と陰の部分認識させ、活用に当たっては、情報モラルを遵守するよう指導する。
- ⑦ 外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を強化する。

- 2) 教育研究部・・・中学生としての学力保証、思考力・判断力・表現力、その他の能力の育成と課題解決能力の育成
  - ① 教材研究を徹底し、指導内容や方法の改善に努め、わかる授業を行い、基礎学力、思考力、判断力、表現力等を育成する。
  - ② 始業と同時に授業を開始し、集中して授業に取り組み、終業と同時に授業を終わらせるなどの授業規律を確立する。
  - ③ 学ぶ意欲を高め、家庭学習を充実し、主体的な学習態度を育成する。
  - ④ 三者懇談を計画的に実施し、生活の実態を把握する。(年2回、7、12月)
  - ⑤ 「宗教」の教科授業を通して共感的な人間関係を構築する。
  - ⑥ 宗教行事を通して豊かな心を育てる。
  - ⑦ 情報モラルに関する専門家による講話を行う。
- 3) 学び支援部・・・望ましい職業観、勤労観の育成及び進路目標の確立と実現等キャリア教育の充実
  - ① 進路目標の早期確立により中学3年間の方向付け、目的意識を向上させる。
  - ② 学級活動、学科・コースの教育においてキャリア教育を行い、社会的・職業的自立に向けて必要な態度、意欲的な態度を育てる。
- 4) その他・・・保護者への啓発、協力
  - ① 育友会総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
  - ② 保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
  - ③ 三者懇談を計画的に実施し、生活の実態を把握する。(年2回、7、12月)

### 3. 早期発見のための措置（「早期発見・事案対処マニュアル」）

- 1) いじめを発見する手立て
  - ① 教師と生徒との日常交流を通じた発見
    - ア) 日々のノート交流、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配り
  - ② 複数の教員の目による発見
    - ア) 多くの教師による様々な教育活動を通じた生徒への関わり。
    - イ) 教室から職員室へ戻る経路の変更や生徒のトイレの利用など、気になる場面の発見。
    - ウ) 休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡回による発見。
  - ③ アンケート調査
    - ア) いじめも含めた品格向上意識の計画的な調査。
    - イ) 学年全体でのアンケートの集計や分析。
  - ④ 教育相談を通じた把握
    - ア) 学校全体として定期的な面談の実施。
    - イ) 気楽に相談できるスクールカウンセラー等の活用。
  - ⑤ 生徒会が主体となった取り組み
    - ア) 生徒会活動による、いじめ防止の訴え、解決を図れるような自発的、自治的活動の取り組み。
- 2) 学級内の人間関係を客観的に捉える
 

潜在化した学級内での人間関係のトラブルを発見するための、教師間の情報交換や各種調査による点検。校務システムを活用した日常的な情報共有
- 3) いじめを訴えることの意義と手段の周知
  - ① いじめを訴えることは、人権と命を守ることに繋がる立派な行為であることの指導。
  - ② 家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知。
  - ③ 家庭に対して、関係機関へのいじめの訴えや相談方法の周知。

ア) 配布物やポスター等による関係機関の連絡先の周知。

④ 匿名による訴えへの対応

ア) 相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることの周知。(匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実に解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝える)

4) 保護者や地域からの情報提供

① いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や家庭に周知。

② いじめを察知、発見した際の学校への連絡方法等の周知。

5) 「学校いじめ防止プログラム」を含んだ年間計画

月	行 事	活 動 内 容
4	始業式 入学式 第1回いじめ防止対策委員会(4~5月)	いじめ防止に関する講話 いじめ防止の年間取り組みについて検討 学校方針と具体的対応の確認 生徒の生活、学習状況の確認、相談
5	新入生教育相談 学校生活に関するアンケート	生徒の生活状況の確認
6		
7	三者懇談	学校生活、家庭生活全般についての確認・相談 「携帯電話安心安全利用講座」による SNS 対策
8	夏季教職員研修会	生徒指導についての研修
9		クラスづくりの活動
10	秋桜祭(学校祭)	生徒の生活状況の確認 クラスの親睦を図る
11	学校評価アンケート	生徒、保護者による学校評価
12	三者懇談 人権に関する学活 成道会における講演	学校生活、家庭生活全般についての確認、相談 人権に関する学活 生き方を考える
1	報恩講における講演	生き方をふりかえる
2	育友会専門員会	保護者による年間の反省会
3	第2回いじめ防止対策委員会	今年度の反省と次年度に向けての反省

(3) 教育相談体制

- 1) 定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に努めるとともに、日頃から生徒がいじめの訴えをしやすい雰囲気をつくる。
- 2) 生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、定期的な点検を行い改善に努める。
- 3) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に行う。

(4) インターネットを通して行われるいじめ対策

- 1) ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。

- 2) 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。
- 3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- 4) 早期発見の観点から、県教育委員会教育研修課、情報担当者と連携し、学校ネットパトロールの情報を把握し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 5) 生徒が悩みを抱え込まないように、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- 6) パスワード付きサイトやSNS、スマホなど携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- 7) 生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を設定する。

#### (5) いじめ防止に従事する人材

##### 1) 学級担任

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒たちでも、いじめが起きやすい雰囲気の学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。ここでは、学級担任・教科担任として、日々の学級経営・教科指導を見直す際のチェックポイントを示します。非常勤講師は関係する箇所をチェックし、見直す機会とする。

##### ① 教師の言動

- ア) 生徒の言い分に耳を傾けている。
- イ) 生徒の良さを見つけようとしている。
- ウ) 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- エ) えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- オ) やたらと競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。
- カ) 個人のプライバシーを守る。
- キ) 一日に一回は会話するなど、どの生徒とも関わり合いを持つ。
- ク) 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

##### ② 学級活動

- ア) わかりやすい授業、充実感の持てる活動が行われている。
- イ) どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- ウ) 困ったことを話題にし、本音を出して考え合う雰囲気ができている。
- エ) 朝と帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- オ) リーダーに協力する支援体制ができている。
- カ) 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

##### ③ 日々の生活

- ア) 誤りを認め、許し合える雰囲気がある。
- イ) 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- ウ) 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- エ) 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動で公平に仕事がされている。

##### ④ 教員同士の連携・保護者との連携

- ア) 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- イ) 日頃から職員室に、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- ウ) 学年通信等で個々の生徒の様子を保護者と連携しあえるシステムが確立されている。

エ) いじめ等の問題について保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む

ア) MSL 等の体験機会を積極的に活用し、自己有用感や自己肯定感を育む様に努める。

(6) 調査・研究の推進

重大事態が発生した場合は、事態の早期解決を図るとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

(7) 啓発活動

- 1) 育友会総会にて啓発（スマホ・携帯安心安全講話）
- 2) 生徒会活動にて啓発

#### 4. いじめの未然防止に関する措置を行う組織

(1) いじめ防止対策のための組織

- 1) (組織の名前) 岐阜聖徳学園大学附属中学校いじめ防止対策委員会
- 2) (組織の構成員) 学校関係者 校長 教頭 各学年主任 心支援部 教育相談担当  
第 三 者 スクールカウンセラー 弁護士 保護者代表 (必要に応じて)
- 3) (組織の運営)
  - ① いじめ防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行う。
  - ② 年2回(4月と3月)「岐阜聖徳学園大学附属中学校いじめ防止対策委員会」を開催し、学校のいじめ防止対策に対する取り組み全般について、第三者からの意見を尊重しながら、常に見直しを図る。
  - ③ 県が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」に働きかけ、専門的知見から指導・助言ができる大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校未然防止アドバイザー」として招くなどして、常に「いじめ」に関する知見を広め、その撲滅に向け組織的に立ち向かう。
  - ④ いじめ事案が発生した際には、「岐阜聖徳学園大学附属中学校いじめ防止対策委員会」の下部組織として設置する「指導会議(管理職 心支援部 学年主任 担任)」が対応する。
  - ⑤ 発生した事実が「重大事態」とみなされた時は、「指導会議」が事態の収束をはかった後、「岐阜聖徳学園大学附属中学校いじめ防止対策委員会」にさらに必要な第三者を加えて、事態の検証にあたるものとする。

#### 5. いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。



- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずることとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### 1) 組織対応

- ① いじめ事案の発生が疑われた際は「指導会議」「いじめ防止対策委員会」が対応する。
- ② いじめを確認・発見した職員は、「いじめ防止対策委員会」のメンバーに速やかに事の詳細を報告し、学校は「いじめ問題」に対し組織的に対応しなければならない。

#### 2) 対応順序

- ① 被害者・加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ② いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ③ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ④ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ⑤ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ⑥ 保護者への説明（事実確認、被害生徒への支援・加害生徒への指導方針）
- ⑦ 経過の見守り（経過、背景、対応、結果等）

## 6. 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (1) いじめに対する対応・措置

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### 1) 対応順序

- ① 理事長へ報告し、事実関係を明白にするための詳しい調査を実施する。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 2) 学校主体による調査組織の編成

- ① 岐阜聖徳学園大学附属中学校いじめ防止対策委員会」にさらに必要に応じて第三者を加えることができる。また、この調査組織の中で、重大事態に直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場

合、調査組織から除外する。

※ 第三者の派遣については県の施策「生徒指導スクールサポートチーム支援事業」を活用する場合もある。

### 3) 学校主体による調査における注意事項

- ① 理事長及び理事会と連携をとり、指示をあおぐ。
- ② 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ③ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に的確にする。
- ④ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実確認に真摯に臨み、事態の解決に取り組む。
- ⑤ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者への説明をする等の措置が必要であることに留意する。
- ⑥ 調査結果は理事長及び理事会に報告する。
- ⑦ 調査結果は必要に応じて学校設置者から私学振興・青少年課に報告する。(私学振興・青少年課から知事に報告する)
- ⑧ 調査結果により明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は学校設置者又は、私学振興・青少年課による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。
- ⑨ いじめの加害行為が終わり、加害行為が止んでいる状態が3カ月以上継続し、被害者が既に心身の苦痛を感じていない状況にあることが「いじめ解消」の定義である。しかし、「いじめはなくなった」と判断した後も生徒間でいじめが続いている場合も考えられるので、担任は継続的に被害生徒・保護者との面談を行う必要がある。また「いじめ防止対策委員会」は、「いじめの解消」後も情報の収集と継続的な指導体制の維持に努めなければならない。

## 7. 情報等の取り扱い

### (1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経過や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データは必ず保管する。また、「岐阜聖徳学園大学附属中学校いじめ防止対策委員会」が重大事態の調査にあたる際も、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。

尚、いじめに関する一次資料（アンケートや質問票の原本）については、最低でも加害・被害生徒が卒業するまでは学校で保管する。また、いじめに関する二次資料（聴取結果や集計結果）及び調査報告書については、いじめ問題発生時から、最低でも5年間は学校で保管する。

### (2) 心理検査等の有効活用

心理調査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となりうるため、その活用方法について職員研修を実施し、生徒指導に積極的に活用する。

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）

第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）

第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

**第一章 総則**

**第一条（目的）**

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

**第二条（定義）**

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

**第三条（基本理念）**

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

**第四条（いじめの禁止）**

児童等は、いじめを行ってはならない。

## 第五条（国の責務）

国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## 第六条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 第七条（学校の設置者の責務）

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

## 第八条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 第九条（保護者の責務等）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

## 第十条（財政上の措置等）

国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

### 第十一条（いじめ防止基本方針）

- 1 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
  - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 第十二条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 第十三条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の实情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 第十四条（いじめ問題対策連絡協議会）

- 1 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第三章 基本的施策

#### 第十五条（学校におけるいじめの防止）

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第十六条（いじめの早期発見のための措置）

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### 第十七条（関係機関等との連携等）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### 第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

- 1 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

#### 第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

#### 第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### 第二十一条（啓発活動）

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 第四章 いじめの防止等に関する措置

#### 第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 第二十三条（いじめに対する措置）

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### 第二十四条（学校の設置者による措置）

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### 第二十五条（校長及び教員による懲戒）

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

#### 第二十六条（出席停止制度の適切な運用等）

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

#### 第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備）

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第五章 重大事態への対処

#### 第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### 第二十九条（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

1 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第三十条（公立の学校に係る対処）

- 1 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第三十条の二

第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

#### 第三十一条（私立の学校に係る対処）

- 1 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。



## 第三十二条

- 1 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

## 第三十三条（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

### 第三十四条（学校評価における留意事項）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

### 第三十五条（高等専門学校における措置）

高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条

- 1 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

令和5年4月8日改訂

## 《参考2》

# 平成29年度 いじめの防止等に関する普及啓発協議会復命

日 時：平成29年12月4日（月）

場 所：大阪府豊中市野田町4-1 豊中市立ローズ文化ホール

出席者：私学指導係 荒井

内 容：以下のとおり

## 1 挨拶及び行政説明（資料1）

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課長 坪田 知広

### （1）挨拶

- ・現在、学校には「いじめをめぐる3つの不思議」がある。
- ・1つ目は、いじめ防止対策推進法を読んでいない教員がいる不思議
- ・2つ目は、「子どもを守り通す」が単なるスローガンに終わっている不思議
- ・3つ目は、「いじめ」対応を部活より優先できない学校がある不思議

### （2）行政説明

#### 【資料1 問題行動等調査の結果といじめ対策のポイント】

資料1については、全ての項目について、資料に沿って説明があった。以下は、資料説明において、特に説明があったことである。

#### ①いじめ対策のこれまでの経緯（P1）

- ・被害者遺族に寄り添った対応が出来ていないところがある。
- ・これまでいじめの重大事態にかかる調査は、調査主体により調査方法がまちまちであった。そのため、国は本年3月に「重大事態の調査に関するガイドライン」を定めた。

#### ②いじめの定義（P2）

- ・いじめの定義はいじめ防止対策推進法第2条に規定されている。
- ・それにも関わらず、未だ平成17年度までのいじめの定義でいじめ対応している教職員が存在する。
- ・昔のいじめの定義を使ってはいけない。必ずいじめ防止対策推進法第2条に規定するいじめの定義によりいじめに対応すること。

#### ③とにかくまず認知（P2）

- ・文部科学省においては、問題行動調査において、いじめの認知がないとしている学校は、「いじめに対する取り組みを行っていない学校」、「子どもを救っていない学校」と判断している。
- ・文部科学省では、いじめ認知数が多い学校については、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて制度的に評価している。（平成27年8月17日児童家庭課長通知）
- ・「国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013～2015」の調査結果においては、調査対象生徒の9割が「仲間はずれ、無視、陰口」をした経験もされた経験もある。

- ・このような状況で、「いじめがない」など有り得ない。
- ・学校の管理職においては、いじめ報告を受けた際は、それを評価し、すぐに対応に取りかかかなければならない。

#### ④いじめ1, 000人当たりの認知件数（P4）

- ・いじめに地域性はない。都会でも田舎でもいじめはある。
- ・いじめによる自殺は離島でも都市部でも発生している。
- ・そのため、本来はこんなデコボコのグラフになるはずがない。
- ・私学で「いじめ認知件数ゼロ」など有り得ない。
- ・学校という人間の集合体がある以上いじめはある。
- ・各自治体は京都府を見習うべきである。

#### ⑤いじめの認知件数（P6）

- ・法律の施行により、法律に背中を押されていじめ発生の報告がしやすくなった。
- ・担任による抱え込みが少なくなった

#### ⑥「認知件数をすくなくしたい」という気持ちが生じる背景

- ・「いじめゼロの学校づくり」や「いじめゼロの地域づくり」というスローガンでは間違いなくいじめの報告は減少する。
- ・目標として良くない。このような目標を立てると、いじめゼロを達成するため、教員がいじめを報告をしなくなる。
- ・いじめの認知することは子どもを救うことである。
- ・文部科学省は、マスコミとよく連絡を取り合っており、マスコミに対しては、いじめの認知数が増えている学校は、いじめを解消するため積極的な学校であると伝えている。

#### ⑦いじめのあるのに「認知0」を0へ（P7）

- ・「平成28年12月1日児童生徒課長通知（問題行動等調査結果（速報値）を受けて）」には、いじめを認知していない学校に対しては、認知件数がゼロであったことを児童生徒や保護者に向けて公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認するよう求めている。
- ・いじめ認知件数がゼロの学校に対しては、児童生徒や保護者に対して、問題行動調査において、本校はいじめ認知件数はゼロでしたと公表させてほしい。
- ・必ず異議を唱える生徒、保護者がいる。
- ・余談ではあるが、息子に学校でいじめをなくすにはどうしたら良いか意見を聞いたところ、「お父さん、いじめを本当になくしたいなら、中休みや昼休みを無くせばいい。」と言った。
- ・理由を尋ねると、「そんなのは、中休みや昼休みは先生が見ていないから。先生の監視がないから、みんないじめられたり、クラスで浮かないよう必死で自分を作っている。プロレス遊びに似せていじめが行われたりする。」と言っていた。
- ・いじめはどの学校にも必ずある。いじめを認知することは、子どもを救うことであると教員の皆様には考えていただきたい。

## ⑧「いじめ」はあって当たり前（P7）

- ・国立教育政策研究所の調査では、調査対象の児童は、6年間で9割の児童生徒がいじめ被害を経験している。
- ・社会通念上のいじめより法律上のいじめの方が範囲が広い。
- ・いじめに関しては教員に誤った認識がまだ残っている。
- ・「いじり」や「からかい」、「善意」や「無意図」でやったことも被害者が心身に苦痛を感じればいじめである。

## ⑨業務優先順位（P9）

- ・「部活の大会がある」、「学校の行事がある」といったことで、いじめ対応を後回しにしたというのは理由にならない。
- ・学校には、児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、いじめの被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位においてH、自殺予防、いじめへの対応を最優先事項に位置付けていただくよう指導願いたい。

## ⑩SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（中間報告）P17

- ・長野県で実証実験中である。2週間で1年分の相談件数に達した。

## 2（講義）いじめの防止について～改めて見直すべきこと～（資料2）

鳴門教育大学特任教授 森田 洋司

### （1）講義①

#### 【資料2 問題行動等調査の結果といじめ対策のポイント】

資料2（P21～27まで）については、全ての項目について、資料に沿って講義があった。以下は、資料説明において、特に説明があったことである。

#### ①はじめに～子ども達はいじめの現状と認知率の改善を受けて～（P21）

- ・東京都が1万人を対象に行った調査では、被害・加害経験の両方ともある子どもは46.9%いた。
- ・国立教育政策研究所の調査では、調査対象の児童は、6年間で9割の児童生徒がいじめ被害を経験している。

#### ②いじめの「一般化」／「加害・被害の流動化」と対応の見直し、

- ・問題対応型の生徒指導（特定の子どもに焦点化した生徒指導）では限界（誰もが被害者、加害者になる可能性がある。）がある。
- ・いじめの未然防止も大切であるが、育てる生徒指導が大事。

#### ③「いじめ法」の定義について正確な理解を図ることが大切

- ・人は理屈だけでは動かない。
- ・社会・学校・家庭での意欲の向上が基本である。
- ・どんな優れたプログラムでも、人々の関心と意欲がなければ効果はない（海外研究者の言葉）。
- ・逆に言えば、どんなプログラムだろうが、人々の関心と意欲があれば効果は出る。

#### ④法律で定める「いじめの定義」（法第2条）P23

- ・いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。
- ・現在の基本方針では、いじめの定義から「けんかを除く」という記述を削除
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## ⑤「疑わしいもの」への「気づき」と「認知」は対応のスタートライン P 2 4

- ・まず状況を迅速・適切に対応し、事実を確定する
- ・大切なことは、児童生徒と保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かい合うことが大切。決して後回しにしてはいけない。
- ・軽微ないじめについては、教職員がその場で「大丈夫」とか「よくあること」とか「それぐらいのこと」など即断しない。学校の組織への連額が法律で義務付けられている。
- ・いじめを過小評価しないで、大げさに捉えるべき。これにより、認知件数は上がるはずである。

## (2) 講義②

### 【資料2 問題行動等調査の結果といじめ対策のポイント】

資料2 (P 2 8～3 7まで) については、全ての項目について、資料に沿って講義があった。以下は、資料説明において、特に説明があったことである。

### ①2. 実効性のある「学校基本方針」を策定し、みんなのものとする。 P 2 9

- ・各学校では学校基本方針を更新したはずである。
- ・学校のホームページの見やすいところにUPすべきである。
- ・たまに、どこにUPしてあるのかわからない学校がある。

### ②5. いじめの「解消」の考え方

- ・文部科学省の基本方針の改定では、「解消」の目安を示している。
- ・解消には「救済」と「回復」がある。
- ・指導計画では、個々の状況の「回復」課程を視野に入れて作成することが大切

## 3 研究協議 (資料3)

助言：鳴門教育大学特任教授 森田 洋司

資料3について、グループに分かれ協議を行い、発表を行った。以下は各事例に対する森田先生からの講評である。

また、私のグループは「事例1」と「事例3」について、協議を行ったので、「事例1」と「事例3」については、参加したグループでの協議結果を記載する。

### (1) 事例1について

#### 【グループ協議結果】

- ・初期対応に問題あり。まず母親の話をしっかり聞くことが大切。
- ・母親の話をしっかり聞いてから、対応を考えるべき。
- ・母親には今後の対応の流れ、今後の動きを伝える。
- ・管理職に連絡すべきである。そして学校の意見を聞く必要がある。
- ・校長には、携帯電話で連絡が取れるはずである。携帯で校長と連絡を取らなければな

らない。

- ・本事例は、学校で「業務優先順」が徹底されていない。校長は、出張よりもいじめ案件を優先すべきである。
- ・どうしても欠席できない出張であるならば、教頭に対応させるべき。
- ・家庭訪問による対応が必要。訪問は担任と管理職で行う必要がある。
- ・場合によっては、当該指導主事が訪問を行うべきである。
- ・教員に対しても調査が必要である。

#### 【講評】

- ・重大事態への対応は、重層的責任構造になっている。
- ・学校と教育委員会両方に責任がある。これはいじめ防止対策推進法第23条から読むことが出来る。
- ・重大事態の報告は、学校→教育委員会→首長となっており、教育委員会、首長は指導助言する立場にある。助言指導するということは、責任がある。
- ・まず事例1については、電話で良いので、学校に連絡すべきである。
- ・被害者から、いじめ案件を「いじめを重大事態として扱うべき」との申し入れがあれば、学校は、直ちに重大事態と対応しなければならない。
- ・児童等の尊厳の保持が大切である。

### (2) 事例2について

#### 【講評】

- ・判例が出ている。事実を違ったように、若しくは無かったように公表することは虚偽の報告にあたり、法に触れ、過失を問われることになる。
- ・被害者遺族に対しては、事実は事実として報告しなければならないことを粘り強く説明しなければならない。
- ・虚偽の報告をしたり、無かったように公表することは教育に対する不信感を生むことになる。

### (3) 事例3

#### 【グループ協議結果】

- ・初期対応に問題がある。いきなり全校アンケートをおこなうのは問題がある。
- ・まずはガイドラインに沿って、被害者と保護者に調査目的、調査主体、調査時期、期間、調査事項、調査対象、調査方法、調査結果の提供について、説明を行い、被害者等の移行を踏まえ、調査に入るべきである。
- ・警察と連携が出来ていない。
- ・加害者からの聞き取りが出来ていない。
- ・加害者への処分の決定についてぶれがある。ぶれてはいけない。
- ・学校の非については、被害者に謝罪すべき
- ・教職員への説明がない。教職員への説明をおろそかにすると、距離が出来てしまう。
- ・指導計画をしっかりと作り必要がある。
- ・当該指導主事はこれらの事を考慮して、指導助言すべきである。

#### 【講評】

- ・まず基本調査を行い、次に詳細調査（全校アンケート調査）をすべきである。

- ・いきなり詳細調査から入るべきではない。
- ・調査委員会の人選の公平性は確保すべきである（ガイドライン参照）。

#### **(4) 事例 4**

##### **【講評】**

- ・初動の時点で信頼関係を失ってはならない。
- ・いじめ被害者及び家族に寄り添うことが大切である。
- ・信頼関係を失えば、如何に調査委員会に公平性が確保された委員を選んでも、文句が出る。
- ・いじめの調査が終了するまで、いじめではないという発言をすべきではない。
- ・警察が絡むので警察と歩調を合せなければならない。
- ・我が国は、加害者の報復行為に対する姿勢が甘い。
- ・アメリカでは意趣返し、仕返し、報復は絶対に許されない。
- ・いじめ加害者の報復は、決して許されるべきではない卑劣な行為である。
- ・被害者、加害者に対する日常観察は非常に大切
- ・学校のいじめ対応には、養護教諭を加えると良い。